

地方自治法等の一部を改正する法律の成立について

今回の地方自治法等の改正は、第31次地方制度調査会の答申を受け、内部統制に関する方針の策定、監査制度の充実強化、長等の損害賠償責任の見直し等を行うとともに、地方独立行政法人の窓口関連業務等の追加などを内容とし、地方公共団体等における適正な事務処理等の確保並びに組織および運営の合理化を図るものであり、真の分権型社会の実現に向けて、基礎自治体のガバナンス及び行政体制の強化に資するものと評価するものである。

今後、内部統制制度の導入や監査制度の充実強化について、国において指針の策定等を行うこととされているが、長の権限、責任を十分に踏まえたものとするとともに、自治体の規模等に応じた柔軟な対応が可能となるよう十分配慮すること。

また、長等の損害賠償責任については、国において条例で定める場合の免責に関する参酌基準及び責任の下限額を設定することとされているが、行政のいわゆる萎縮効果を低減させる観点も十分に踏まえ適切な設定を行うこと。

平成29年6月7日

全 国 市 長 会

会 長 松 浦 正 人